



熊本県介護施設 Safe 協議会を開催しました。

熊本労働局では、今年度新たに県内の介護施設4事業場を加えた6事業場及び2団体で構成する、熊本県介護施設 Safe 協議会を開催しました。

Safe とは、Safer Action For Employees の略語であり、従業員の幸せのための安全アクションを推進する活動体の名称です。

県内では、介護施設における休業4日以上労働災害（コロナウイルス感染症を除く）のうち、転倒及び腰痛等の行動災害が多く発生していることから、これらの労働災害防止対策をはじめ、各事業場における取組事例の発表や安全衛生上の課題について情報交換を行うことを目的として設置したものです。

令和5年度第1回目の熊本県介護施設 Safe 協議会について

実施日	令和5年8月29日（火）
場所	熊本地方合同庁舎B棟2階小会議室（熊本市西区春日2丁目10-1）
内容	全国労働衛生週間の準備月間が翌月から始まることから、当該準備月間の実施事項になっている腰痛予防対策について、ノーリフトケア等の福祉用具の導入を積極的に行っている構成員から、当該取組状況を発表してもらうことにより、腰痛予防対策の知識を深めました。

本協議会は、冒頭に、熊本労働局労働基準部長から、「令和5年度からの第14次労働災害防止推進計画においては、7つの重点事項について取組を推進すること。介護施設においては特に、転倒災害対策、安全衛生教育の実施、ノーリフトケアの導入、エイジーフレンドリーガイドラインの取組を推進する必要がある。」とのメッセージが伝えられました。

その後、熊本労働局担当者から第14次労働災害防止推進計画の重点事項及びアウトプット指標、全国労働衛生週間の実施要綱、健康診断実施強化月間等について説明を行った後、ノーリフトケア等の福祉用具の導入を積極的に行っている構成員から、当該取組状況を発表してもらい、ノーリフトケアのメリット（ノーリフトケアは介護者だけでなく、利用者にもメリットがあること）等を共有しました。

今後も、熊本労働局では介護施設の労働災害防止のための施策を推進してまいります。



協議会開催の様様